

松江地区安全運転管理者協会LINE公式アカウント運用要綱

松江地区安全運転管理者協会
令和6年4月25日制定

1 趣旨

この要綱は、松江地区安全運転管理者協会LINE公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 使用目的

公式アカウントは、松江地区安全運転管理者協会会則（平成2年制定）第6条に規定する会員（3において「会員」という。）に対し、必要な情報を発信することを目的に使用するものとする。

3 登録対象者

公式アカウントは、会員及び会員の事務を補助する者に限り登録（公式アカウントの「友だち」に登録することをいう。）することができるものとする。

4 運用体制

- (1) 公式アカウントは、松江地区安全運転管理者協会（以下「地区協会」という。）の事務局において運用するものとする。
- (2) 公式アカウントの運用は、地区協会の会長が指定した端末機のみで使用するものとする。

5 運用方法

- (1) 公式アカウントで発信する情報は、次の事項に限るものとする。
 - ア 地区協会のWebページの更新情報
 - イ 警察から発信される交通安全に関する情報（警察が認めたものに限る。）
- (2) 公式アカウントでは、次に掲げる情報を取り扱ってはならない。ただし、(1)イに係る情報であって、慣行として公にされたものを除く。
 - ア 個人に関する情報
 - イ 事業者に関する情報
- (3) 登録者の情報の取扱い
公式アカウントの運用に当たって入手した登録者の情報は、他の目的のために利用及び提供してはならない。
- (4) 情報セキュリティの徹底
公式アカウントの運用に当たっては、ログインID及びパスワードを担当者以外の者が認知することのないよう、適正に管理しなければならない。

6 免責事項

公式アカウントの利用により生じた登録者の損害については、地区協会はいかなる責任も負わないものとする。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、公式アカウントの運用に関し必要な事項は、地区協会の会長が別に定める。